

地域雇用開発助成金

(地域雇用開発コース)

のご案内

雇用機会が特に不足している地域※において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。中小企業事業主と認められる場合や創業の場合は、支給額に上乗せがあります。

※「雇用機会が特に不足している地域」とは、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）と、若年層・壮年層の流出が著しい地域等（過疎等雇用改善地域）をいいます。

※以下の内容の問い合わせについては

ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局職業安定部職業対策課雇用開発係）

住 所 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階

電話番号 078-221-5440 FAX 078-221-5455

兵庫県における該当地域

同意雇用開発促進地域	区 域	構成市町	期 間
	西播磨地域	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町、姫路市安富町	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	明石地域	明石市	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
	三木地域	三木市	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
	加古川・高砂・加古地域	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
過疎等雇用改善地域	南あわじ市(沼島の区域)、宍粟市、佐用町		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

制度概要

雇用機会が特に不足している地域で、

- ①事業所の設置・整備を行い（雇用拡大のために必要な事業の用に供する費用の総額が300万円以上）
- ②ハローワークなどの紹介により労働者を雇い入れた事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

主な支給要件

- 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書※を提出すること
 - ※ 計画期間（計画書の提出から事業所の設置・整備および雇入れ完了まで）は最大18カ月です。
 - 事業所の設置・整備費用として認められるのは、計画期間内に支払いおよび引渡しがあるものとなります。
- 雇用保険の適用事業所を設置・整備すること（事業所非該当の施設は助成対象になりません）
- ハローワーク等※の紹介により地域求職者を雇い入れること
 - ※ ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者をいいます。
 - なお、対象労働者の人数のうち1/3まで新規学校卒業者を含めることができます。
 - 例）対象労働者の人数が3人の場合→うち新規学校卒業者は1人まで可
対象労働者の人数が5人の場合→うち新規学校卒業者は1人まで可
- 事業所の被保険者数が増加※していること
 - ※ 計画日の前日と完了日と比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
- 労働者の職場定着※を図っていること
 - ※ 2年目（2回目）、3年目（3回目）に継続して支給を受けるための要件として、「対象労働者の1/2を超え、かつ、4人以上の離職者を出していない」ことが必要となります。
- 解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

※このほかにも「雇用関係助成金共通の要件」などいくつかの支給要件があります。

詳しくは上記問合せ先又は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

地域雇用開発助成金

検索



厚生労働省

兵庫労働局

ハローワーク

LL290524地01-兵庫01

支給額 (1回の支給額)

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、労働局長へ完了届（支給申請）を提出してください。

事業所の設置・整備費用	対象労働者の人数 ※()内は創業の場合のみ適用				◆左表の額は左側が基本額、右側が「雇用関係助成金の共通の要件」に定めている生産性要件を満たした事業主に対して支給する額。創業する事業主の1回目の支給については、生産性要件を設定せず、括弧内の金額。 ◆但し、1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は、1回目の支給額の1/2を上乗せ支給。また、創業の場合は、さらに1回目の支給額の1/2を上乗せ支給。
	3(2)※~4人	5~9人	10~19人	20人以上	
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/86万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)	
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)	

事業所の設置・整備費用

実地調査で確認が取れない施設・設備費用は認められません。

	認められる経費(消費税を含む)	認められない経費
工事 (不動産)	● 1 契約の支払額が20万円以上となる事業所や店舗などの新・増設工事費用 (建築工事、及びこの建築工事に付随する土地造成・設計監理・基礎工事・外構工事・電気工事・各種設備工事・内装工事など) ● 賃借した事業所や店舗などにかかる1 契約が20万円以上の内装などの工事費用 ➢ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	● 不動産登記の手数料 ● 申請者以外の名義で不動産登記される部分 ● 事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体 ● 1 契約が20万円未満のもの ➢ 設置・取付工事を必要としない動産は、動産の購入として判断します。
購入 (不動産)	● 1 契約の支払額が20万円以上となる不動産購入費用 ➢ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	● 土地購入費用 ● 仲介手数料 ● 不動産登記の手数料 ● 1 契約が20万円未満のもの
購入 (動産)	● 1 点の支払額が20万円以上となる動産の購入費用 (機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など) ● 購入に伴う運搬費用、取付費用 ➢ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	● 原材料、消費財 ● 1 点の価格が20万円未満のもの (複数の動産をまとめて購入した場合でも、1点ごとの価格で判断します)
賃借 (不動産)	● 1 契約の支払額(共益費を含む)が20万円以上となる事務所や店舗などの賃借費用 ● 事業に必要な車を購入した場合の駐車場 ➢ 契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものについて、計画期間内の支払額(1年分を限度)が対象経費となります。	● 土地賃借料 ● 仲介手数料 ● 敷金、礼金、建設協力金 ● 計画期間内の支払額(1年分を限度)が20万円未満のもの ● 賃貸契約の更新が見込まれないもの
賃借 (動産)	● 1 点についての支払額が20万円以上となる、動産の賃借またはリース費用 ● 賃借またはリースに伴う運搬費用、取付費用 ➢ 契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものについて、計画期間内の支払額(1年分を限度)が対象経費となります。	● 保証金 ● 保守およびメンテナンス費用 ● 計画期間内の支払額(1年分を限度)が20万円未満のもの(複数の動産をまとめて契約した場合でも、1点ごとの支払額で判断します) ● 賃貸契約の更新が見込まれないもの
その他 設置・整備費用として認められないものの例	● 計画期間外に引渡しがあった施設・設備にかかる費用、計画期間外に支払われた費用 ● 各種税金(消費税を除く)、各種保険料(リース料に含まれるものを除く)、振込手数料 ● 光熱水料(発電施設などを含む) ● 分割払により支払われた費用のうち手数料など(利子分は除く) ● 無形固定資産(例:特許権、借地権[地上権を含む]、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権[入漁権を含む]、ソフトウェア、のれん、電話加入権など)の取得費用 ● 国の補助金等の対象となっている施設・設備の設置・整備費用(必要な書類の提出がない場合) ● 公の施設・整備(地方自治法第244条第1項に規定するもの)の設置・整備費用 ● 賃貸借契約により賃料を得る施設・設備の設置・整備費用(例:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設など) ● フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費 ● 事業主と密接な関係にある者との取引による不動産、動産の工事、購入および賃借に要した費用 ● 内訳のわからない書経費など ● 事業の用に供さない車両及びその車両を駐車するための駐車場	
賃貸用施設についての注意事項	事業所と一体の建物内に賃貸用の施設がある場合でも、賃貸用の施設部分と共有部分(うち雇用拡大が見込まれない部分)は算定対象となりませんので、ご注意ください。	

創業の要件

次の要件を満たすものを創業として取り扱います。

- 新たに法人の設立または個人事業を開業する中小企業事業主であること
- 創業当初から当該法人または個人事業の業務に専ら従事すること
- 創業(※)から2カ月を経過する日までの間に計画書を提出する事業主であること
- 親会社、子会社、関連会社が存在しないこと
- 過去3年以内に法人の代表者または個人事業主であった者でないこと
- 取締役会等の構成員の過半数が他の事業主の取締役会等の構成員でない、または構成員であった者でないこと

※ 法人の場合 : 法人登記の日
個人事業の場合 : 開業届の開業日